

「海田町町制施行70周年」記念PRパンフレット制作業務委託仕様書

1 業務名

「海田町町制施行70周年」記念PRパンフレット制作業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）

3 目的

令和8年9月30日を以て海田町（以下、「本町」という。）が町制施行70周年を迎えるにあたり、本町の魅力を町内外に効果的に発信することで、シビックプライドの醸成や更なる関係人口の創出を目的として、PRパンフレットを制作する。

単なる観光パンフレットでなく、「ひと」・「もの」・「こと」を切り口に、70年の町の歩みや町勢、地域資源等を盛り込むこととし、デザイン性に配慮した訴求力の高い作品とする。

また、制作過程において、町民へのアンケート結果を取り入れるなど、町民との協働制作を通して町への愛着形成を促すことも企図する。

制作したPRパンフレットは、観光イベントや移住定住関連事業において活用する他、本町の認知度向上のためのツールとして多様な場面で広く活用することを想定する。

4 方針

(1) 前述の目的を踏まえた内容とし、本町が持つ様々な魅力、歴史等を広く効果的にPRし、更なる関係人口の創出及び町民協働制作によるシビックプライドの醸成に寄与するものとすること。

＜ターゲットと狙い＞

ターゲット	町外者	町民
狙い	<ul style="list-style-type: none">・本町の認知度向上・観光客増加、周遊・滞在時間の延長・移住定住の促進 等	<ul style="list-style-type: none">・まちの良さの再認識・定住人口の増加・町内周遊、観光消費額の増加・シビックプライドの醸成 等

(2) 写真やイラスト等の効果的な使用、記載内容、レイアウトの工夫により、「目に留まる」「手に取ってみようと思う」印象的なデザインとすること。

5 仕様

項目	内容
規格（判型）	A4版
頁数	4ページ
刷色	4色フルカラー
紙質／紙厚	マット紙／菊版135kg（四六版93.5kg）
製本	十字折り製本（2／3断裁）※実質8ページ

6 成果品

成果品は電子データにて納品すること。

- (1) 紙媒体・・・7,000部
- (2) ホームページ掲載用PDFデータ・・・全頁結合データ及び各頁分割データ

- (3) 可変データ・・・一式
※ AIデータ等編集が可能なものを想定する。
- (4) 印刷用データ (PDFデータ)・・・一式
- (5) 写真・イラストデータ・・・一式

7 納品方法

- (1) PDFデータは電子媒体に収納し、それぞれ正副2組を納品すること。
- (2) 写真・AIデータは電子媒体に収納し、1組を納品すること。

8 委託内容

受託者は、委託者と協議、工程確認を行いながら下記の業務を進めるものとする。

- (1) 企画構成、デザイン等のレイアウト
編集担当者が来庁（オンライン形式でも可）し、随時打ち合わせを行うこと。
- (2) 文書、イラスト等の作成
文書、イラスト等の作成の際は、委託者の要望に対応すること。既存データ（フリー素材等）の使用は可とするが、全体のデザインを考慮し、内容に合致するものを使用すること。また、使用に際し生じた著作権等に関する損害賠償等全ての責任は受託者が負うものとすること。
- (3) マップの制作
本町の主要な施設、自然、スポット等主要な町の地域資源を示すだけでなく、本パンフレット制作の目的に即したマップを作成すること。
本パンフレットを制作するにあたり、本町が実施した町民アンケート（別紙概要）の結果を受託者に提供する。受託者は提供されたデータを集計し、その結果をマップに反映すること。
なお、本町が制作、発行しているガイドマップ「四季彩マップ」のデータが必要な場合は、受託者からの申し出により提供する。
- (4) 町のあゆみの作成
本町の町勢要覧やHP、その他町が提供する資料をもとに、まちのあゆみをわかりやすくまとめ、掲載すること。
- (5) 写真等素材の調達、取材
制作に必要となる写真等素材について、受託者が用意することを基本とする。必要に応じ委託者から提供は行うが、掲載する写真等素材の選択及び管理は受託者が行うこととする。
- (6) 校正
紙面構成は3回以上、うち色校正は1回以上行うこと（校正及び色校正は同時でもよい）。
- (7) 納品後の対応
成果品の納品後であっても、受託者に起因するミス等があった場合は、速やかに受託者の負担により修正等適切な作業を行うこと。
- (8) その他
その他、PRパンフレット制作のために必要な一切の業務を行うこと。

9 権利等の帰属

成果品の原版及びデータ等の所有権並びに成果品の著作権等その他一切の権利は、委託者に帰属するものとする。

また、本業務の成果品は全て委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の許可無く第三者に公表、貸与及び使用してはならない。

1.0 留意事項

- (1) 個人情報の保護については十分注意し、流出、損失を生じないこと。また、業務の実施上知り得た情報については秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。なお、業務委託完了後も同様の扱いとする。
- (2) 受託者は、成果品が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に關し著作権の許諾が必要な場合は、受託者において必要な手続きを行うこと。
- (3) P Rパンフレットの制作に關し使用する写真の被写体が人物である場合、肖像権の侵害が生じないよう留意すること。また、その他の素材（風景、イラスト、図表等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。
- (4) 本業務により制作された成果品の所有権、著作権及びその他の権利は委託者に帰属し、委託者は事前の連絡無く加工及び二次利用ができるものとする。
- (5) 受託者は、業務を履行するにあたり、第三者に損害を与えた際は、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 成果品納入後、受託者側の責めによる不備等が発見された場合、受託者は速やかに必要な措置を講じるものとし、これに対する費用は受託者が負担するものとする。
- (7) 本仕様書に定めの無い事項については、委託者と受託者が協議して決定する。